様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2025年4月17日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） まつおふどうさんかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 まつお不動産株式会社  （ふりがな） まつお　みのる  （法人の場合）代表者の氏名 　 松尾　実  住所　〒861-8006  熊本県熊本市北区龍田８丁目１７−４０  法人番号　9330001018330  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「まつお不動産株式会社　DXへの取り組み」 | | 公表日 | 2025年3月19日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | まつお不動産株式会社ホームページ  「まつお不動産株式会社　DXへの取り組み」P1  <https://matsuo-estate.com/content/files/matsuo_dx.pdf> | | 記載内容抜粋 | 私たちは、誰に対しても分け隔てなく部屋を提供し、頼まれごとを断らない精神で暮らしに関わるサービスを提供してまいりました。  近年、デジタル技術が飛躍的に発展を遂げています。例えば、不動産や訪問看護に特化した新しいシステムや、デジタルを取り入れたサブスクリプション賃貸サービスといった革新的なサービスが登場しています。  この状況を踏まえ、私たちはデジタル活用による変革、つまりDXに取り組むことでこの強みを伸ばすことができると考えています。  そこで、私たちはこれから積極的にデジタル化に取り組みDXを実現することを決めました。デジタルをより活用し、自社のニーズに合ったシステムやサービスを導入することで、よりお客様に喜んでいただけるようなサービスを提供します。  DXビジョン  ＤＸで安全安心の生活を提供し、賃貸経営の概念を変える  これまで不動産賃貸、居住支援、訪問看護などの事業を通して提供してきた”安全安心の生活”をＤＸで進化させ、賃貸経営の概念に新しい変化をもたらすことを目指します。  DXへの方針  ①賃貸物件選びのＤＸ推進 ②従業員が働きやすい環境の実現  顧客には新しい賃貸物件選びを、従業員にはより働きやすい環境を提供し、ビジョン実現を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記は取締役会の承認を得た内容です。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「まつお不動産株式会社　DXへの取り組み」 | | 公表日 | 2025年3月19日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | まつお不動産株式会社ホームページ  「まつお不動産株式会社　DXへの取り組み」P1,P2  <https://matsuo-estate.com/content/files/matsuo_dx.pdf> | | 記載内容抜粋 | DXへの戦略  戦略①  データと WEB を活用した物件選び  賃貸物件を探しているお客様に、ＷＥＢ上で物件を選ぶことができる環境を提供します。自社取り扱いデータをWEB 上に切り出し、顧客ごとに必要な物件情報を提供できる仕組みを作ります。  ○施策１：データベースの整理  お客様が物件情報をWEB上で閲覧するためのデータベースを整理します。  ○施策２：公開に向けたWEB 導線の設計  お客様がWEB 経由で物件情報を閲覧するための導線設計を行います。データ活用が可能かつ、セキュアな環境を構築し、物件選びの高度化を行います。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記は取締役会の承認を得た内容です。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「まつお不動産株式会社　DXへの取り組み」P2  <https://matsuo-estate.com/content/files/matsuo_dx.pdf> | | 記載内容抜粋 | 組織面  ○DX推進責任者の設置  代表取締役社長をDX 推進責任者とし、全社の DX 戦略の推進をトップダウンで行います。  ○パートナーシップと協力関係  デジタルに関する知見を外部の専門家や協力企業から得ながら、戦略推進を図ります。  人材育成面  ○社内研修会開催  社内のIT リテラシー底上げを図るために、セキュリティ等に関する社内研修会を開催します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「まつお不動産株式会社　DXへの取り組み」P2  <https://matsuo-estate.com/content/files/matsuo_dx.pdf> | | 記載内容抜粋 | IT環境面  ○ツールの整備  データベース整備等に必要なツールを整備します。  ○デバイスの整備  戦略推進に必要なデバイス類について定期的に見直しを行います。  ○ネットワークの整備  戦略推進に必要なデバイス類について定期的に見直しを行います。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「まつお不動産株式会社　DXへの取り組み」 | | 公表日 | 2025年3月19日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | まつお不動産株式会社ホームページ  「まつお不動産株式会社　DXへの取り組み」P2  <https://matsuo-estate.com/content/files/matsuo_dx.pdf> | | 記載内容抜粋 | 戦略①  データと WEB を活用した物件選び  ○指標  WEB経由での問い合わせ件数の増加 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年3月19日 | | 発信方法 | まつお不動産株式会社ホームページ  「まつお不動産株式会社　DXへの取り組み」P1  <https://matsuo-estate.com/content/files/matsuo_dx.pdf> | | 発信内容 | DXへの取り組み  私たちは、誰に対しても分け隔てなく部屋を提供し、頼まれごとを断らない精神で暮らしに関わるサービスを提供してまいりました。  近年、デジタル技術が飛躍的に発展を遂げています。例えば、不動産や訪問看護に特化した新しいシステムや、デジタルを取り入れたサブスクリプション賃貸サービスといった革新的なサービスが登場しています。  この状況を踏まえ、私たちはデジタル活用による変革、つまりDXに取り組むことでこの強みを伸ばすことができると考えています。  そこで、私たちはこれから積極的にデジタル化に取り組みDXを実現することを決めました。デジタルをより活用し、自社のニーズに合ったシステムやサービスを導入することで、よりお客様に喜んでいただけるようなサービスを提供します。  その実現に向けたDXへの取り組みを今回取りまとめました。従業員一丸となってこの取り組みを進めてまいります。  私たちは、デジタル化の波に乗り遅れることなく、より良いサービスを提供し、競争力を保ち続けるために努力していきます。今後とも皆さんのご協力とご支援をお願い申し上げます。  まつお不動産株式会社  代表取締役 松尾 実 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年10月頃　～2024年10月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」を活用した自己診断を行い、自社のDX成熟度における課題を把握しました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年11月頃　～現在継続中 | | 実施内容 | 2024年11月に情報セキュリティ基本方針を公表しました。また、SECURITY ACTIONの2つ星を自己宣言しました。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。